

宗像地区事務組合

業務委託標準仕様書

平成 30 年度版

宗像地区事務組合

2018/04/01

業務委託標準仕様書

◇ 共通事項

- ・日本水道協会発刊「水道施設設計業務委託標準仕様書」によるほか、福岡県県土整備部発刊「設計業務等共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」、「地質調査共通仕様書」、「用地調査等業務委託共通仕様書」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」、によること。なお記載無き事項については、国土交通省及び福岡県発刊の仕様書等を参照すること。
- 仕様書等の使用にあたっては、最新の技術基準、参考図書を用いること。

◇ 業務基準

- ・本業務は、本業務委託標準仕様書を含む設計図書によるほか、「宗像地区事務組合設計マニュアル」により行うこと。

◇ 提出書類

- ・受託者は、提出書類を委託契約関係の様式集に基づいて、速やかに監督員に提出すること。これに定めないものは、監督員の指示する様式によること。

◇ 諸法令の遵守

- ・受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

◇ 施設管理

- ・受託者は、委託現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生じる恐れがある場合には、監督員と協議できるものとする。

◇ 環境対策

- ・受託者は、本業務の履行に伴って発生する、騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染その他の環境への負荷の低減及び公害防止のために必要な措置を講ずること。

◇ 第三者に及ぼした損害

- ・ 本業務の履行にあたって第三者に損害を及ぼした場合は、受託者は委託契約書第10条の規定により第三者に損害の補償をしなければならない。第三者に対する補償の窓口は受託者とする。

◇ 受託者、請負者相互の協力

- ・ 受託者は、規定に基づき隣接工事又は関連工事の受託者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連ある電力、通信、ガス、水道施設等の工事及び公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にもこれら関係者と相互に協力しなければならない。

◇ 工 程

- ・ 業務計画及び業務の実施の各段階において十分に検討すること。
- ・ 事前に地元関係者及び監督員の承諾を得て着手すること。また、通行者に対し特に配慮し、迷惑にならないように努めなければならない。

◇ 図面の様式

- ・ 「宗像地区事務組合設計マニュアル」により行うこと。

◇ 打合せ等

- ・ 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は常に監督員と密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記載し、相互に確認すること。

◇ 電算入力データ

- ・ 本業務の積算に必要な設計書の電算入力データについては、「北九州市積算入力システム水道編（以下「システム」という）」により作成するものとする。
- ・ 電算入力データの納品については、CD-ROM 及び金抜き設計書とする。

◇ ソフトの使用

- ・ システムに基づく積算入力データを作成する場合に必要となる本システムのソフトウェア及び付随ドキュメント（以下「ソフト」という）は、受託者の申し出に基づき監督員が貸与する。

- ・このソフトを貸与するにあたり、受託者は、「北九州市積算入力システム使用に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）を監督員に提出しなければならない。
ただし、受託者が既にこの誓約書を監督員に提出している場合はこの限りではない。
- ・受託者は、このソフトを使用するにあたり、この誓約書の内容を忠実に遵守しなければならない。

◇ 設計内容の変更

- ・諸官庁よりの指導、施工上の納まり、その他により設計内容を変更しようとする場合は、監督員と協議し、発注者の指示に従うこと。
また、設計図書の差異等に起因しない場合や、受託者の都合による内容変更については委託費の増額変更は行わない。
- ・履行期間の延長は原則として認めない。ただし、委託契約書に規定する天災その他の不可抗力による場合を除く。なお、その場合は速やかに履行期間延長に伴う変更工程表その他必要な資料を監督員に提出すること。

◇ そ の 他

- ・業務箇所において田畠などの耕作地がある場合には、工作物や農業用水などに注意し、地元農事組合などの利害関係者と十分に調整を計り、設計業務に反映させること。
- ・業務の履行上、知り得た情報は宗像地区事務組合個人情報保護条例を厳守すること。
- ・報告書（完成図面や写真等）は、電子納品による提出を行うこと。なお、提出方法は福岡県県土整備部電子納品運用ガイドラインを準用すること。